

(参考)

「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」(抄)

(各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて厚生省社会局生活課長通知)

社生第77号

昭和62年6月30日

一部改正 社援地発第0903001号

平成20年9月3日

消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について

消費生活協同組合(以下「組合」という。)については、近年中小小売業者との摩擦問題等を契機にそのあり方について種々の問題点が指摘されており、厚生省においては組合をめぐる議論や消費生活協同組合法(以下「法」という。)制定以降の社会経済の変化等を踏まえ、昨年2月厚生大臣の諮問機関として「生協のあり方に関する懇談会」を設置して組合のあり方全般について検討を依頼したところである。

昨年12月には同懇談会から報告書が提出されたのでその趣旨を踏まえ当面の措置として左記事項にご留意のうえ組合の適正な運営の確保のため特段のご指導をお願いする。なお、既存の組合であつて直ちに下記事項の適用が困難なものについては、実状に応じて年次計画を策定させること等により計画的な改善指導に当たられたい。

記

4 政治的中立の原則

(略)

組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であつて政治的団体ではない。組合が政治問題に組織として深くかかわることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれが強い。

「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」とされている(法第2条第2項)のは、このような趣旨の基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、組合は政治問題には慎重であるべきであり、とりわけ選挙の際に理事会、総(代)会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の政党又は候補者を支援してはならないこと。